

医療的ケアに関するQ&A

Q1 看護師はどの特別支援学校にも配置されていますか？

- A 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍している学校に、看護師を配置しています。
令和3年度現在、看護師を配置している学校は以下の7校です。

学校名	住所	電話番号
佐世保特別支援学校	佐世保市竹辺町 810	0956-47-6474
島原特別支援学校	(小中) 島原市新田町 562 (高) 島原市南崩山町丁 2800-3	0957-65-0350 0957-65-4161
虹の原特別支援学校壱岐分校	(小中) 壱岐市郷ノ浦町本村触 589 (高) 壱岐市郷ノ浦町片原触 88	0920-47-0159 0920-48-0811
鶴南特別支援学校時津分校	西彼杵郡時津町西時津郷 873	095-886-8270
長崎特別支援学校	長崎市桜木町 6-41	095-827-6624
諫早特別支援学校	諫早市真崎町 1670-1	0957-26-1798
桜が丘特別支援学校	東彼杵郡川棚町下組郷 386-2	0956-82-3630

Q2 特別支援学校の教員は、医療的ケアを実施することができないのですか？

- A 医師や看護師等の免許を持たない者は、医行為はできません。ただし、県教育委員会が定める研修を修了し、県知事に「認定特定行為業務従事者」として認定された教員については、医療的ケアのうち、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）、経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）に限り、看護師と連携・協働の下で実施することができます。

Q3 医療的ケアが必要な児童生徒は、スクールバスに乗車できますか？

- A 医療的ケアのうち痰の吸引を必要とする児童生徒のスクールバス利用については、安全確保上の面から原則として乗車できません。ただし、経管栄養等の車内での医療的ケアが必要でない児童生徒については、校長の判断により乗車することは考えられます。

Q4 医療的ケアがあり、学校に通学することが難しい場合には、どのような教育を受けることができますか？

- A 身体の状態等により通学が困難である場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う教育形態（訪問教育）があります。

「障害のある子どもの医療サポート事業」 ～県立特別支援学校における医療的ケアについて～



本リーフレットは、特別支援学校における医療的ケアについて正しく理解していただき、保護者や医療機関、学校が連携・協力しながら、安全で安心な医療的ケアを実施できるようにするために作成しています。

詳しくは、お近くの特別支援学校または、下記までお問い合わせください。

【長崎県教育庁特別支援教育課】
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL：095-894-3402 FAX：095-894-3476

 長崎県教育委員会

令和3年2月

特別支援学校における医療的ケアとは

「医療的ケア」とは、一般的に学校や家庭等で日常的に行われている痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

県教育委員会では、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するために、必要な学校に看護師を配置しています。

学校で行われる医療的ケアは、児童生徒の教育活動を保障するためのものであり、主治医の指示に基づいて、保護者が日常的に継続して行っている行為の範囲内で実施されます。



学校において医療的ケアを実施する意義

学校において医療的ケアを実施することで

○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加

- 経管栄養や導尿等を通じた生活リズムの形成
- 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成
- 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上
- 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築



医療的ケアを実施する上で大切なこと

医療的ケアを安全に実施するためには、児童生徒の「普段の状態」を把握・理解することが大切です。そのため、入学後にしばらくの間保護者には付添いを依頼し、健康状態の把握の仕方や医療的ケアの実施方法等について教えていただくようにしています。

また、学校で医療的ケアを実施できるようになってからも、体調不良時や校外学習に看護師が同行できない場合などには、保護者の付添いを依頼することがあります。

医師がいない学校において、安全・安心な医療的ケアが実施できるよう、保護者の理解と協力をお願いしています。

医療的ケアの内容

学校で実施する医療的ケアの内容については、県教育委員会の指導の下に、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の可否を慎重に検討しています。

その際、主治医又は指導医、学校医や学校配置の看護師の意見を十分踏まえながら、最終的には、主治医の指示書をもとに校長が認めた内容を実施します。以下に、医療的ケアの例を示します。

経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	吸入・ネブライザー
喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）	導尿
胃ろう部・腸ろう部の衛生管理	人工肛門の管理
気管切開部の衛生管理	血糖値測定・インスリン注射
酸素療法	

※実施可能か判断に悩む場合は、特別支援学校や県教育委員会に相談してください。



医療的ケアを実施するまでの流れ

学校配置の看護師による医療的ケアの実施手続は以下のとおりです。

①「医療的ケア実施申請書」 （保護者⇒校長） 「承諾書及び指示書」 （主治医⇒保護者⇒校長・看護師）	年度初めに保護者、主治医から申請に必要な書類を校長に提出してもらいます。
②「医療的ケアの実施について」 （医療的ケア校内委員会）	医療的ケア校内委員会の協議を踏まえ、対象とする児童生徒、医療的ケアの実施の可否や内容を校長が決定します。
③「医療的ケア実施通知書」 （校長⇒主治医）	実施可の場合には、決定した事項について、主治医、保護者に通知します。
④「医療的ケア決定通知書」 （校長⇒保護者）	
⑤「指示書に基づいた実施」 （看護師）	看護師が医療的ケアを実施します。
⑥「医療的ケア実施記録表」 （保護者⇄学校）	実施状況を記録し、医療的ケア校内委員会に報告するなどして、学校全体で情報を共有します。

※在校生であっても、進級時には必ずその年度初めに医療的ケアの実施の可否や内容等を協議し、医療的ケアを決定することとなるため、健康状態の変化及び医療的ケアの内容に変更がない場合でも、年度が変わるごとに再度①～⑥の手続が必要となります。

関係者の役割

学校で安全に医療的ケアを実施するためには、保護者や医療関係者等との連携・協力が不可欠です。各関係者には、以下のような役割をお願いしています。

【保護者】

- ① 学校における医療的ケアの実施体制への理解
- ② 学校との連携・協力
- ③ 緊急時の連絡手段の確保
- ④ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を受ける）
- ⑤ 健康状態の報告
- ⑥ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備（学校が用意するものを除く）
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 学校と主治医との連携体制の構築への協力



【主治医】

- ① 本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ② 緊急時に係る指導・助言
- ③ 個別の手技に関する看護師等や認定特定行為業務従事者である教員への指導
- ④ 個別のマニュアル・緊急時マニュアルへの指導・助言・承認
- ⑤ 学校への情報提供（看護師等や教職員との連携・面談など）
- ⑥ 保護者への説明



【指導医】

- ① 医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等への助言
- ② 個々の実施に当たっての指導・助言
- ③ 主治医との連携
- ④ 巡回指導

